

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは、介護が必要な高齢者や虐待を受けている高齢者、生活困窮高齢者、在宅終末期患者の方たちが、安心してその方らしく尊重されて生きていける場を、また、逆に健康な高齢者の方たちが生きがいをもって働ける場を合わせて提供しようと考えました。

現代社会では、高齢者への虐待や貧困が問題となっております。既に都市部などでは、孤独死や認知症になった高齢者を家族が面倒見きれないことで放棄・放置してしまうようなことも起こっています。今後は高齢者が増えつづけ、地方でもこのような問題が頻繁に起こり、既存の施設のみでは対応できない状況になりつつあります。

私たちは、病院や施設に入れない事情をもった方たちを、何とか自分の「家」と同じように安心して暮らせる場をつくり、地域の在宅医療を支える様々な職種の方たちと連携協力しながら、最後の瞬間まで大切な命に寄り添うことを目指します。

あわせて元気な高齢者の方たちには、もっと社会に参加していただき、働いて収入を得ることができる場を提供し、生きがいをもって人生を謳歌しながら、社会に貢献できるように協力していきたいと考えます。

そのために一人でも多くの方たちの協力を頂きたく、また行政や関連機関との連携を深めながら、行政からの強力な支援をいただけるような組織にしていくことを目指し設立することといたしました。

また、代表大石ひとみは、これまで自らが経営する有限会社で訪問介護事業をやってまいりました。しかし、その事業だけでは限界があり対応できない今後の増えるであろう高齢者等の諸問題を、NPO法人設立により、ホームホスピス事業をはじめとした各事業を通して解決することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

平成14年3月 有限会社介護支援事業所さくらを設立

代表 大石ひとみがケアマネージャーとして事業所を運営し、これまでの16年間のケアマネージャーとしての活動の中で、虐待を受けた高齢者や生活困窮者を救済することの必要性を感じる。

平成29年8月～平成30年4月 NPO法人の発起人を募るための趣旨説明等の活動及びホームホスピス設置にむけて各関係機関との打ち合わせ

平成30年4月14日 設立総会開催

平成30年4月14日

法人名 NPO法人オリーブ

住所

設立代表者 氏名 大石 ひとみ

役員名簿

法人名：NPO法人 オリーブ

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	大石 ひとみ		有
理事 (副理事長)	西村 智子		無
理事	坂本 浩史		無
監事	新田 哲也		無

NPO法人オリーブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人オリーブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本市西区松尾一丁目9番96号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、介護の必要な高齢者、生活困窮高齢者、虐待を受けた高齢者あるいは在宅終末期患者等に対して、ホームホスピス事業等の最後までその人らしく生きることを支援する事業を行い、一方で健康な高齢者には生きがいをもって働ける場を提供しながら、高齢者が自分らしく、安心して生活ができる環境を提供し、医療福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 在宅終末期患者、生活困窮高齢者、虐待被害高齢者等に対するホームホスピス設置・運営事業
- (2) 高齢者支援センター、宅老所の設置・運営事業
- (3) 介護保険法に規定する訪問介護、訪問看護等の指定居宅サービス事業
- (4) 高齢者やターミナルケアに関する啓発及び情報収集事業
- (5) 地域交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散を議決した総会において定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大石 ひとみ
副理事長	西村 智子
理事	坂本 浩史
監事	新田 哲也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 32 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

初年度事業計画書

設立の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

法人名：NPO 法人オリーブ

1 事業実施の方針

初年度は、事業のスタートのため施設及び体制を整えて、スムーズに運営できることを念頭において、高齢者の方々の快適な生活の実現に向けて活動していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)
在宅終末期患者、生活困窮高齢者、虐待被害高齢者等に対するホームホスピス設置・運営事業	介護の必要な高齢者等に対してホームホスピスにふさわしい居住空間を提供し、高齢者を支援する	通年	当法人事務所 所在場所	8 人	熊本市西区内及び周辺の高齢者 7 人	6,043
高齢者支援センター、宅老所の設置・運営事業	高齢者の生きがい、健康、働く場の提供などを支援する事業	通年	当法人事務所 所在場所	8 人	熊本市内及び周辺の高齢者一般 10 名	12
介護保険法に規定する訪問介護・訪問看護等の指定居宅サービス事業	ホームホスピス入居者に対する訪問介護及び訪問看護 当のサービス事業	通年	当法人事務所 所在場所	8 人	熊本市西区内及び周辺の高齢者 7 人	7,709
高齢者やターミナルケアに関する啓発及び情報収集事業	各地のホームホスピス事業の情報収集と紹介	年 1 回	当法人事務所	1 名	一般 50 名	3
地域交流事業	近隣地域の方たちとの交流イベント開催	年 1 回	当法人事務所	3 名	熊本市西区内一般 50 名	3

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

初年度 活動予算書

設立の日から平成31年3月31日まで

(法人名: NPO法人オリーブ)

科目	金額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
ホームホスピス事業収益	4,820,000		
高齢者支援センター事業収益	20,000		
指定居宅サービス事業収益	11,340,000		
情報収集事業収益	2,000		
地域交流事業収益	3,000		
		16,185,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			16,185,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,910,000		
法定福利費	1,100,000		
福利厚生費	80,000		
人件費計	10,090,000		
(2) その他経費			
食品仕入	1,400,000		
地代家賃	510,000		
水道光熱費	400,000		
旅費交通費	135,000		
リース料	170,000		
事務用消耗品	45,000		
保険料	230,000		
備品消耗品	250,000		
減価償却費	240,000		
支払利息	300,000		
その他経費計	3,680,000		
事業費計		13,770,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		
法定福利費	200,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	1,410,000		
(2) その他経費			
地代家賃	90,000		
水道光熱費	70,000		
管理諸費	500,000		
旅費交通費	20,000		
リース料	30,000		
通信費	150,000		
事務用消耗品	10,000		
保険料	40,000		
備品消耗品	40,000		
交際費	50,000		
その他経費計	1,000,000		
管理費計		2,410,000	
経常費用計			16,180,000
当期経常増減額			5,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

活動予算書の注記（初年度）

法人名：NPO法人オリーブ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1） 固定資産の減価償却の方法

（2） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（3） ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（4） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	在宅終末期患者、生活困窮高齢者、虐待被害高齢者等に対するホームホスピス設置・運営事業費	高齢者支援センター、在宅所の設置・運営事業費	介護保険法に規定する訪問介護・訪問看護等の指定居宅サービス事業費	高齢者やターミナルケアに関する啓発及び情報収集事業費	地域交流事業費	合 計
(1) 人件費						
給料手当	2,500,000	0	6,410,000			8,910,000
法定福利費	330,000		770,000			1,100,000
福利厚生費	20,000		60,000			80,000
人件費計	2,850,000	0	7,240,000	0	0	10,090,000
(2) その他経費						
食品仕入	1,400,000					1,400,000
地代家賃	510,000					510,000
水道光熱費	400,000					400,000
旅費交通費		0	135,000			135,000
リース料	170,000					170,000
事務用消耗品	13,000	2,000	28,000	1,000	1,000	45,000
保険料	160,000		70,000			230,000
備品消耗品	170,000	10,000	66,000	2,000	2,000	250,000
減価償却費	160,000		80,000			240,000
支払利息	210,000		90,000			300,000
その他経費計	3,193,000	12,000	469,000	3,000	3,000	3,680,000
合 計	6,043,000	12,000	7,709,000	3,000	3,000	13,770,000

翌年度事業計画書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

法人名：NPO法人オリーブ

1 事業実施の方針

翌年度は、施設の運営を安定させ、高齢者の方々のさらなる快適な生活の実現と健康な高齢者や地域の方たちとの交流などを通じてより充実した活動をしていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)
在宅終末期患者、生活困窮高齢者、虐待被害高齢者等に対するホームホスピス設置・運営事業	介護の必要な高齢者等に対してホームホスピスにふさわしい居住空間を提供し、高齢者を支援する	通年	当法人事務所 所在場所	8人	熊本市西区内及び周辺の高齢者7人	7,955
高齢者支援センター、宅老所の設置・運営事業	高齢者の生きがい、健康、働く場の提供などを支援する事業	通年	当法人事務所 所在場所	8人	熊本市内及び周辺の高齢者一般10名	13
介護保険法に規定する訪問介護・訪問看護等の指定居宅サービス事業	ホームホスピス入居者に対する訪問介護及び訪問看護 当のサービス事業	通年	利用者の自宅	8人	熊本市西区内及び周辺の高齢者7人	9,911
高齢者やターミナルケアに関する啓発及び情報収集事業	各地のホームホスピス事業の情報収集と紹介	年1回	当法人事務所	1名	一般50名	3
地域交流事業	近隣地域の方たちとの交流イベント開催	年1回	当法人事務所	3名	熊本市西区内一般50名	3

翌年度 活動予算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(法人名： NPO法人オリーブ)

科目	金額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
ホームホスピス事業収益	7,000,000		
高齢者支援センター事業収益	20,000		
指定居宅サービス事業収益	16,800,000		
情報収集事業収益	2,000		
地域交流事業収益	3,000		
		23,825,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			23,825,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	11,880,000		
法定福利費	1,320,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	13,300,000		
(2) その他経費			
食品仕入	1,800,000		
地代家賃	520,000		
水道光熱費	470,000		
旅費交通費	155,000		
リース料	210,000		
事務用消耗品	50,000		
保険料	310,000		
備品消耗品	250,000		
減価償却費	410,000		
支払利息	410,000		
その他経費計	4,585,000		
事業費計		17,885,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,800,000		
法定福利費	280,000		
福利厚生費	15,000		
人件費計	2,095,000		
(2) その他経費			
地代家賃	90,000		
水道光熱費	70,000		
管理諸費	500,000		
旅費交通費	25,000		
リース料	30,000		
通信費	240,000		
事務用消耗品	10,000		
保険料	50,000		
備品消耗品	50,000		
交際費	100,000		
その他経費計	1,165,000		
管理費計		3,260,000	
経常費用計			21,145,000
当期経常増減額			2,680,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			2,680,000
前期繰越正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			2,685,000

活動予算書の注記（翌年度）

法人名：NPO法人オリーブ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	在宅終末期患者、生活困窮高齢者、虐待被害高齢者等に対するホームホスピス設置・運営事業費	高齢者支援センター、宅老所の設置・運営事業費	介護保険法に規定する訪問介護・訪問看護等の指定居宅サービス事業費	高齢者やターミナルケアに関する啓発及び情報収集事業費	地域交流事業費	合 計
(1) 人件費						
給料手当	3,560,000	0	8,320,000			11,880,000
法定福利費	400,000		920,000			1,320,000
福利厚生費	30,000		70,000			100,000
人件費計	3,990,000	0	9,310,000	0	0	13,300,000
(2) その他経費						
食品仕入	1,800,000					1,800,000
地代家賃	520,000					520,000
水道光熱費	470,000					470,000
旅費交通費		0	155,000			155,000
リース料	210,000		0			210,000
事務用消耗品	15,000	3,000	30,000	1,000	1,000	50,000
保険料	220,000		90,000			310,000
備品消耗品	170,000	10,000	66,000	2,000	2,000	250,000
減価償却費	280,000		130,000			410,000
支払利息	280,000		130,000			410,000
その他経費計	3,965,000	13,000	601,000	3,000	3,000	4,585,000
合 計	7,955,000	13,000	9,911,000	3,000	3,000	17,885,000